

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	環境政策課

契約業者名・住所	株式会社農業技術マーケティング 市川市本行徳2554-63
工事等の名称	食品循環資源（学校給食）資源化処理業務委託
工事等の場所	市川市本行徳2554-63
種別	廃棄物処理
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	1kg 当たり単価34円（消費税及び地方消費税の額を除く）
工事等の概要	市内小中学校から排出される学校給食の調理くず及び食べ残しを家畜の飼料として資源化する。
随意契約の理由	本市では、資源循環型社会の形成を目指し、ごみ処理基本計画において、ごみの資源化（リサイクル）の推進を基本方針のひとつと位置づけ、具体的施策として「食品リサイクルの推進」を掲げています。この施策については、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者による食品循環資源の資源化を促していくこととしています。本事業は、市が率先して模範となるため、一定量の排出が見込まれる市内小中学校から排出される学校給食の調理くず及び食べ残しを家畜の飼料として資源化するものであり、本事業の委託業者としては、安定的かつ効率的な資源化処理ができることが求められます。そこで、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者として国に登録されており、本市から近距離に位置する事業者を検討したところ、条件を満たす事業者は、株式会社農業技術マーケティングのみであったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約として契約するものです。

